

議案第 8 3 号	三田市総合福祉保健センターの管理に係る指定管理者の指定について
健康増進課	<p>【施設の名称】 三田市総合福祉保健センター</p> <p>【団体の名称】 三田市川除 6 7 5 番地 社会福祉法人三田市社会福祉協議会 会長 島 村 敏 夫</p> <p>【指定の期間】 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで</p>
<p>【趣 旨】 三田市総合福祉保健センターの管理に係る指定管理者について、平成 2 3 年 3 月 3 1 日をもって指定期間が終了することに伴い、別紙のとおり次年度以降新たに指定管理者を指定するにあたり地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次期 1 2 月定例市議会に上程するもの。</p> <p>【関係法令】 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項</p> <p>【対象施設】 三田市総合福祉保健センター（三田市川除 6 7 5 番地）</p> <p>【指定候補者として選定した団体】</p> <p>団体名 社会福祉法人 三田市社会福祉協議会 代表者 会長 島村 敏夫 所在地 三田市川除 6 7 5 番地</p> <p>【指定期間】 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日</p> <p>【選定理由】</p> <p>総合福祉保健センターは市民福祉の向上と地域福祉活動の促進を図る目的で設置されており、センター内には</p> <p>(1) 保健センター (2) 地域包括センター (3) 高齢者デイサービスセンター (4) 障害者生活支援センター (5) 身体障害者デイサービスセンター (6) 障害者就業支援センター</p> <p>の施設があり、他の公共施設と違って貸館だけではない。</p> <p>そのため、当センターの指定管理者は上記の施設運営を円滑におこなうため様々な福祉活動を精通している団体が望ましく、市内でそのような団体は三田市社会福祉協議会のみであり非公募で指名をしたものである。</p> <p>なお、総合福祉保健センターは平成 1 8 年度から平成 2 2 年度までの 5 年間、当該施設を三田市社会福祉協議会が指定管理者として運営しており、年度毎（H21 年度迄）の評価も優良であり、かつセンターの利用者も平成 1 8 年度に比べ約 1 割増加しており実績についても申し分がない。</p> <p>【予算措置】 債務負担行為の限度額（1 2 月補正） 3 0 3, 5 0 0 千円</p>	